

最終処分場の浸出水処理後の水質測定

令和元年度

測定項目 (単位)	基準値 ¹⁾	6月13日	7月4日	8月8日	9月5日	10月10日	11月6日				
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.001未満					
シアン化合物 (mg/L)	1 以下					0.1未満					
有機燐化合物 (mg/L)	1 以下					0.01未満					
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.008					
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下					0.01未満					
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.005未満					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下					0.0005未満					
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出					不検出					
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下					0.0002未満					
トリクロロエチレン (mg/L)	0.3 以下					0.0005未満					
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下					0.0005未満					
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下					0.0005未満					
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下					0.0005未満					
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下					0.0005未満					
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.2 以下					0.0005未満					
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下					0.0005未満					
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下					0.0005未満					
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下					0.0005未満					
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下					0.0005未満					
チウラム (mg/L)	0.06 以下					0.005未満					
シマジン (mg/L)	0.03 以下					0.002未満					
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下					0.003未満					
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下					0.0005未満					
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.005					
ほう素及びその化合物 (mg/L)	230 以下					0.6					
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	15 以下					1 未満					
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5 以下					0.009					
フェノール類 (mg/L)	5 以下					0.1 未満					
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下					0.01未満					
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下					0.02					
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下					0.2 未満					
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下					0.46					
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下					0.01 未満					
ダイオキシン類 ²⁾ (pg-TEQ/L)	10 以下					0					
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380 未満	25.0	10	29	25	33	31				
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	7.0	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1				
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600 未満	3.2	1.4	1.8	16	2.7	3.9				
浮遊物質質量(SS) (mg/L)	600 未満	3.0	2	4	6	14	12				
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量 (mg/L)	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満				
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量 (mg/L)	30 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満				
窒素含有量 (mg/L)	240 未満	55.0	25	58	44	65	68				
燐含有量 (mg/L)	32 未満	0.026	0.013	0.034	0.032	0.027	0.044				
温度(°C)	45 未満	15.1	15.6	19.7	18	15.3	11.5				
よう素消費量 (mg/L)	220 未満	3.7	0.5未満	3.9	0.5未満	4.4	7.1				
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	-										
大腸菌 (個/cm ³)	-										

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)